

佐世保市都市計画提案制度の流れ

提案要件

- ・提案区域が 0.5ha 以上の一団の土地の区域
- ・土地所有者等の 2/3 以上の同意
- ・都市計画法第 13 条(都市計画基準)その他の法令

佐世保市に提案できる都市計画

- ・用途地域の変更
- ・地区計画の決定
- ・その他市決定に関する提案

計画の発意

事前相談

都市計画素案の提出

提案要件の確認

YES

受理

提案者

- ・土地所有者
- ・まちづくり NPO 法人
- ・公益法人
- ・自治会
- ・商店振興会
- ・まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体

補正

不受理

NO

佐世保市の判断

全部を決定・変更する場合

一部を決定・変更する場合

決定・変更をしない場合

都市計画案の作成

公聴会・説明会

都市計画案の縦覧

提案者へ都市計画審議会開催通知(必要に応じ提案者意見陳述)

都市計画審議会に付議

都市計画審議会承認

決定・変更告示

提案者へ決定通知

都市計画審議会に意見聴取

提案者へ不決定通知

否決